厚岸町議会　平成１９年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成19年６月22日
午前10時00分開会

●委員長（菊池委員）　ただいまより平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。

昨日に引き続き、議案第50号　平成19年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

補正予算案の12ページ、５款農林水産業費、１項農業費、７目農業施設費。質疑ありますか。

なければ、３項水産業費、５目養殖事業費から審査を進めてまいります。

13番、室﨑委員。

●室﨑委員　ここで遺伝子解析機器等整備事業となって、その解析機器が2,985万円、約3,000万円の購入というのが出ております。遺伝子解析と言われても、ちょっとなかなか難しくてよくわからないんですけれども、これは一体どんなものなのか。額も相当な額でございますし、まずそれについて説明をお願いいたします。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　ただいまお尋ねの遺伝子解析機器等整備事業の関係でございます。この関係につきましては、カキセンターで従来では種苗生産、そういったものだけではなくて、養殖の効率を図るために漁場環境の調査、あるいは内部の設備、あるいは内部の機器、そういったものを有効活用して、生産と養殖の振興に取り組んでいるところであります。

それで、今回の補正につきましては、カキの養殖にかかわる調査、研究用に購入するものでありまして、来年３月にリースの切れます機器を更新いたしまして高度化することが目的でございます。カキセンターでは、シングルシードの方式によりますカキの種苗生産の効率を図るために、現在、遺伝子の解析装置、これらが今現在ございますが、カキの系統分析、あるいはカキのえさとなります植物性プランクトンの株の系統管理、そういったものを行っておりますけれども、そういったことで、また必要に応じて微生物等の遺伝子の解析を行うということで、カキの衛生管理体制を図るということでございます。

遺伝子の解析装置、そういったものは一体どういうものかといいますと、例えばいろんなマガキのＤＮＡの関係については、厚岸町では現在カキは自然の再生産、自然産卵はするんですけれども、再生産が現在できない状況にございます、気候、そういった関係で。ということは、親ガキがふえていないということでございます。地元産の厚岸町産のカキがふえていないことになります。そうしますと、親ガキが不足いたしますと、

知らないうちに近親交配、そういったことが進んでまいります。そうしますと、弱く、成長の遅いカキがふえてまいります。それで、こういった遺伝子の解析機器を導入いたしまして、血縁、そういった関係をはっきりさせまして、計画的に親貝を組み合わせていくことによって、そういった近親交配を防ぐ、そういったことが健全な種苗生産につながってくるということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　大変難しい話なので、今お聞きしていて、半分以上のお話は、カキ種苗生産の基地であるカキセンターの設置目的の話だったと思うんですが、それを進める上でカキの近親交配を防ぐためにＤＮＡレベルの解析を行う必要があって、今までもやっていたわけですよね、その機械を更新するんだという話なんですね。そうすると、目的はどこまでもカキの健全な育成のためのいわば基礎的なデータをとるということだということでよろしいんですか。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　この主な機器の導入の目的として、もう１点ございまして、前段申し上げましたマガキのＤＮＡの関係については、ＤＮＡの関係ともう１点ございまして、植物性プランクトンでございます。現在、カキセンターで使用しているカキのえさとなります植物性プランクトン、そういったものが数種類ございますけれども、これはカキの成長にあわせて使い分けを現在しております。それで、それらを複数あるそういった種類を区別して、まざらないような、そういったことにして個別に管理をするために種類を判別することが必要であります。そのための株の系統管理を行っているという状況でございます。したがって、マガキのＤＮＡと、それから植物性プランクトンの解析と、そういったことで２つの主な目的があって今回導入するものであります。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　わかりました。要するに、植物性プランクトンというのは、結局はカキのえさをつくっているわけですよね。あそこで、えさもつくっている、それの解析も一緒に行うんだと、こういうことですね。今年、更新しなければならない年に来ているということは最初からわかっていますよね。そうですね、急にわかったわけじゃないですね。それから、いわゆる健全なカキの種類を保つと、種と言っていいのか、何と言っていいのかわかりませんが、それを保つ、あるいは植物性プランクトンをきちんとしたえさを与えるためにＤＮＡ解析という分野まで必要なんだということも、これはこのカキセンターができたときから言われていますよね。そして、今回3,000万円の機器購入というふうになったわけですよね。何で今の補正で出てきたんですか。何で新年度予算で出てこないんですか。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　当初予算で計上すべきではないかというお話であります。それで、現在厚岸町のカキについては特産でございます。カキと、それからアサリと並んで養殖の柱ということであります。厚岸町といたしましては、かきえもんについて現在直営で種苗生産を行っているところであります。これは種苗生産を行って、かきえもんについては、厚岸町のカキ全体の底上げをするということの目的の一つであります。

漁業者に今後とも健全な種苗を提供していかなければならないというふうに考えておりますし、これについては単にカキ、機械のみ、そういったことではなくて、種苗生産の効率化とカキの強いて挙げれば衛生管理の体制の強化も、今後ともこの機械の導入によって図っていくんだということであります。

当初、予算にもなかったんですけれども、カキの生産者が現在非常にノロウイルスによります風評被害でも落ち込んでございます。それで、カキ養殖については漁業の後継者も多数育っていると、そういった状況であります。そういったことで、現在カキの落ち込んだ分がどうもアサリの方に、アサリが増産されているわけでありますけれども、将来そういったアサリ資源にも心配をはらむんではないかと、そういった関係者もおるようであります。

こういった厚岸町の水質を含めた、そういった漁場の監視、あるいはそういったデータの蓄積、そういったものが今後厚岸町のそういったデータの信頼の蓄積にもなるのかなということでございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　支離滅裂というのは今のような答弁をいうんですよ。あなた、今言ったでしょう。カキの近親交配を防いで、カキの種苗を健全化する、植物性プランクトンをきちんと見分ける、そのためにはＤＮＡレベルでの解析が必要だ、しかもその解析をする機械は更新時期に来た、今年からやらなければならない、そういうことだから今回の予算をのせた、これが１回目並びに２回目の答弁です。それで、なぜ新年度予算でのらないでと言ったら、今度は何ですか、衛生管理がどう、水質がどう、話が違うじゃないですか。きちんと答弁をしてください。

●委員長（菊池委員）　副町長。

●副町長（大沼副町長）　当初予算で盛り込まないで、この６月補正になった理由でありますけれども、実はこれを購入する財源が当初予算で手当てができなかったということでありまして、防衛の米軍の訓練、これがこの８月ないし９月にまた今年もあるわけでありますけれども、当初予算では中規模の訓練を想定して１億1,000万円強の財源手当てをしておりました。それがここに来まして、この８月、９月の訓練が大規模になるという話が参りまして、そうしますと防衛の交付金が中規模と大規模で約3,000万円ほどの差があります。これが財源手当てができるということがわかりましたので、このたびの補

正で上げさせていただいたという内容でございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　防衛予算というのは随分とくるくる変わるいいかげんなものなんですね。それで、新年度のときには、そんな見通しすらつかないという種類のものなんですね。わかりました。

それで、いずれにせよ、演習の話はちょっとこっちへおいて、財源としてはふえたので、この際渡りに舟となったと、そういうことなんですね。はい、わかりました。

それで、もう１点お聞きしますが、４番、髙橋議員の一般質問の際に町長の答弁の中で、この機器についてはノロウイルスの解析を行うものだという答弁があったんですよね。それが全部だとは言っていませんでしょうけれども。ところが、今の担当課長の話では、ノロウイルスのノの字も出てこないんですよ。衛生管理、衛生管理と言っているけれども、それはノロウイルスの話なんですか。水質検査と言っているけれども、ＤＮＡで水質検査をするんですか。

今の副町長の話を含めて、今回ノロウイルスの問題が非常に出ているから、それでこれをやろうということでもってなったんだというと非常に平仄が合うんですけれども、さっきの担当課長の答弁から聞いていると、もう１年も２年も前から用意していなきゃならない問題だということになりますよね。どうも理事者の答弁が人によって違うような気がするんですけれども、いかがでしょう。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　４番、髙橋議員の一般質問の際にも申し上げました。この遺伝子の解析機器の高度化を図るために予算計上をしましたということで答弁をしてございます。これについては、一部ノロウイルスについても測定をできる機能を備えていると、そういった答弁をしてございます。今回、先ほども答弁申し上げましたが、カキの方のＤＮＡ解析、あるいは植物性プランクトンの解析、そういったほかに、必要に応じまして一部そういったノロウイルス等の微生物の遺伝子解析も行える機械、それを購入すると、そういうことで、カキの衛生管理体制の強化も一緒に図っていこうということが、この購入の目的でございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　聞くたびに話が変わってくるんですね。要するに、今の答弁ですと、ノロウイルスのＤＮＡの解析もできますと、そういうものでございますという話が入って、一部というところだけやたら声が大きかったんだけれども、一部そういうものも行えますと、こういう話なんですね。ほかに一部、いろいろありますか。あるんでしたら、最初に全部出してください。聞くたびに、そうやって一つ一つふえてくるんだったら、こっちもたまったもんじゃないんで。どんなことができるんですか。もう一度、この機械、

どんなことができるんですか。まず、それを聞きましょう。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　先ほど申しましたとおり、マガキのＤＮＡ解析、それから植物性プランクトン、さらにはノロウイルスの解析もできるという内容であり、その３点でございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　そういう性能を持った機械を使って何をやるんですか。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　今後とも厚岸町のカキの生産について、最終的にはより高い安全性を確保する取り組みによりまして、信頼されますカキづくりを目指していくという内容でございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　答弁、詰まっているようだから、私から言いましょう。そうすると、この機械でやるものは、今のところ３つだと。１つはカキのＤＮＡの検査、１つは植物性プランクトンのＤＮＡの検査、１つはノロウイルスの検査であると、そういうふうに言っていいんですね。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　あくまでも当初は、今おっしゃいましたけれども、マガキのＤＮＡの解析、それから植物性プランクトンの解析、一部と先ほど申し上げましたけれども、ノロウイルスの方につきましては、センターでの技術面、あるいは体制面、そういったことがきちっと整った段階で運用できませんので、ノロの解析についてはあくまでも一部と申し上げましたのは、そういった体制面、技術面がきちっとまだ現在のところ整ってございませんので、その段階でないとできないということではございます。それで、あくまでもマガキの解析の充実、それから植物性プランクトンの解析の充実、そういった２点がこの今回導入する機器の中心となるものというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　どうもあいまいなんですよね。今、マガキと、それだけをやりますとは言わ

ないで、中心となるものでございますと言ってるんだ。そうすると、周辺には出てくる。やるのかやらないのか、はっきりしない。それで、しかも４番の髙橋議員の答弁のときには、町長はノロ対策のためにと聞こえるような言い方をしている、私も聞いていてそう思いましたよ。ところが、今聞いていると、いやいや、それについてはもうとても技術的な問題がいろいろあって使えるものじゃありませんというような話をしている。

これは今こういうものが出て、そういう一般質問の町長の答弁もあるし、それから漁業者中心にして厚岸町はノロ対策についていろいろと今知恵を絞っているという話は聞いていますよ。そういう中でもって、今度は新しい機械を購入したそうだと、今ノロの解析もやるんだと、ノロ対策でこれだけの金をかけてやってくれているんだということになる、これは当然だと思う。そのときに、今度は担当課長が、いやいや、それについてはとてもとても技術的な問題や体制の問題があってできるもんじゃありませんよということになったら、これは何なんだという話になってしまいますよ。きちんと答弁してください。

●委員長（菊池委員）　町長。

●町長（若狭町長）　改めて髙橋議員に対しましての答弁をさせていただきたいと思います。私はこのように答弁をいたしております。遺伝子解析機器の高度化を図るための予算を計上しております、この機器は主としてマガキと植物プランクトンの系統管理などを調査、研究対象として導入するものですが、一部ノロウイルスについても測定できる機能を備えておりますので、この分析技術の取得の当面の目標としております、このように答弁いたしております。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　そうすると、目標であって、今ノロウイルスの解析はできないし、まだまだできるまでには時間がかかるということになるわけですか。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　この機械については、使い方も含めて、今後この機械の操作、技術そのものも使える職員というものはごく限られてまいります。適正なそういった指導を受ければ、ほかの職員もその機械を使えるようにはなりますけれども、当面あくまでも、その職員というのはサポートにしかならないということであります。現場等も今後、今現在も協議をしていますけれども、サポートの可能なレベルまで達せれば、そういった一部職員の技術者も業務としてこなせる部分もありますけれども、しかし新しい機械ですので、新たな業務もまた加わってまいります。そういった今後の体制についても、そういったこともございますので、今すぐこの機器を使って漁業者に情報を発信するということには今のところならないということでございますので、あくまでも当初はそういった解析も可能ということで、あくまでもデータの蓄積、そういったことと

技術の習得ということで今回ご提案を申し上げているものでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　今の話を聞いていると、当面はとか当初はとか、全部そういう条件がついているんですよ。よくわからないんですよ。町長は確かに非常に慎重な言い方をしています。それはわかりました。ただし、やっぱり流れる話は、いやいや、今度新しいいい機械を入れて、ノロの解析もできるようになったんだそうだ、こういうことになりますよね。それについては、いやいや、そういうことはしないんだとは言っていないわけですね、もちろん。ただ、今、人的、あるいは組織的な体制がなかなか整わないから差し当たってはできないんだと、こういう話ですね。そうすると、体制が整えばすぐやるわけですね。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　この関係につきましては、非常にデリケートな問題も絡んでございますので、この関係につきましては漁業協同組合とも、こういった関係については十分議論をし、漁業者のお話も聞きながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　また話が変わってきましたね。最初、あなたは体制の問題だと言っていたの。今度はデリケートな問題だからと言う。デリケートとは何ですか、それ。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　ノロの関係につきましては、今回、風評被害等もございまして、そういった意味で非常に漁業者を含めて神経質になっていると、そういう関係でありまして、この関係については取り扱いが十分注意をしたいということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　まあ、このあたりでやめますがね。それで、今、私が何でここをしつこく言うかというと、今初めて出てきたんですよ、これだけ聞いて。例えば、ノロウイルスに関する検査をしたとしますでしょう、データが出たとしますね。さあ、そのデータをどういうふうに使うのかという話になるわけですよ。そうすると、今まさに言ったデリケートな問題が出てくるわけ。だから、これについては機械を買えば全部問題が解決する

わけじゃない。ましてや、機械が海の中に入って、水をとってきて、データをつくって、どこかへ持っていって、配って歩くわけじゃないんですよね。単なる道具です。

ですから、問題は、そういうノロに限らず、いろいろと風評被害まで含めていろいろな波及効果のあるようないろんなものの解析を町が行うとすれば、その行った、出てきた検査結果、データ、さあ、それをどういうふうに利用するのか。

それから、いや、これは差しさわりがあるから懐へ入れておきましょう、これは出してもいいでしょうということはできませんよね、基本的に。それをやったんでは、町がいろいろな検査をして行ったいろいろなデータというのは町民の共有財産ですから、それを一部だけ秘匿してしまうというようなことはできないわけですから、基本的にね。ですから、それをどのように利用するのか、そしてそれはどのような形で公表するのか、そして一番大事なのかは、それを基礎にしてどんな施策を展開しようとしているのか、そのあたりをきちっと詰めてほしいんです。そういうものを積み上げた上で、初めて町がやれるのかやれないのかが決まってくると思うんです。

機械の性能はあるから、だから町ができるというものではないわけですよ。そういう意味で、こういうものについてはやはりきちっとした、そういうマニュアルと言っていいのか何かわからないんですが、そういうきちっとした政策手順、そういうものをつくった上で、これは議会にも示していただいて、きちんとした論議をして、初めて動き出すという種類のものであると思うんです。

下手に厚岸町が水質を検査して、こんな数値が出ました。実は、どこの海でも同じ数値が出ているということはあり得るんです、特にノロみたいなものに関してはね。ところが、厚岸町だけ検査をして、水質の結果が出たとなって、それがぽんといいかげんな形でもって、前にもありましたよ、カキの問題で。当時の担当者が、何でそんな数値が新聞に流れたんだと言うと、いやいや、新聞社が聞いたから答えたんですと議会で答弁した例がありましたけれども、そんなような形でやってしまうと、全国レベルのマスコミなんかは、厚岸町なんていうところはもう東京都から見れば田舎の田舎の大田舎、自然の横溢した最高のいい場所、そのきれいなところでこんな数字が出ているというような形でばあんと出してしまいます。ほかとの比較も何もないままに出てしまいます。そんなのになったら、まさに風評被害を招くことにもなりかねない。

したがって、どのように進めるのかという、そしてどんな波及効果を持ちながらやっていかなきゃならないのかということを含めて、そういう検討をきちんとしていただきたい。そして、そういうような案、それはもう漁協ともよく相談するのは大事でしょう。それをまた議会にも示していただきたい、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員）　町長。

●町長（若狭町長）　この機械につきましては、慎重にノロについては取り扱わなければならない。今、室﨑委員がお話しいたしましたとおり、マガキ、植物プランクトンの系統管理等は、これはいいんです、結果が出れば。しかし、ノロについては慎重を期さねばなりません。この機械によって、ノロが予防される、防止される機械であればいいんです。調査した結果、厚岸町のどこかにノロが出た、これは秘密にすべきか公開すべき

か、大変なことなんです。昨年来のノロが出たということで、全国的に風評被害が出ていることは現実なんです。

ですから、この機械はそういう役割も一部持っているんですけれども、厚岸町自体がそういう、厚岸町がこういう機械がありますから安全ですというＰＲできるものであればいいんですけれども、そういう調査結果がいかんによっては大変なことになる、そういうことも予測しながら、この機器を慎重に取り扱っていかなければならない、私はそのように思っているんです。ですから、今、室﨑委員がご指摘ございましたとおり、慎重に慎重を期して、今後漁組とも生産者とも連携をとりながら、この機器の有効活用をしなければならない、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（菊池委員）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

次に進めてまいります。

７款土木費、５項公園費、１目公園管理費。

６番、佐齋委員。

●佐齋委員　ここで公園管理費で公園の遊具についてお聞きしたいんですが、先日もよくテレビ、新聞等マスコミで騒がれておりますが、ばね式遊具の破損、そういうことのけが、それから滑り台に鋭利なものが置かれてけがをされたということで、厚岸町の場合はそういう遊具も該当するものはあるんですか、その辺の管理はどのような形になっておりますか。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　今のご質問でございますけれども、ああいう遊具につきましては、スプリング遊具、そういったものは厚岸町にもございます。先日も新聞報道された折にも、再度確認をして、その点検もしてございます。毎年、点検はしてございますけれども、また再度点検をした次第でございます。一部、そのスプリング自体は何ともないんですけれども、違う部分のとめ金に支障があって、その部分は今使用できないようにしてございます。ほかの部分につきましては、すべて大丈夫ということで確認をしてございます。

●委員長（菊池委員）　６番、佐齋委員。

●佐齋委員　厚岸町の場合は、そうしたら定期的に点検をされているということですね。

それから、ばね式の場合は、見えるところのばねじゃなく、何かその下の埋まった部分の土台に欠陥があるようなという話をしていますが、その辺もきちっと管理されているわけですか。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。

　これにつきましても、専門の遊具メーカーに見てもらいまして、その中の部分とかも確認してもらいまして点検をしている次第でございます。そういうところは定期的に、それも確認をしているという形で行っております。

●委員長（菊池委員）　よろしいですか。

●佐齋委員　はい。

●委員長（菊池委員）　ほかにございませんか。

　なければ、次に進みます。

　２目公園事業費。

　６項住宅費、２目住宅管理費。

　10番、谷口委員。

●谷口委員　町営住宅の有明団地の整備事業、これは今回の火災の改修工事ですけれども、行政報告がありましたけれども、今回のこの324万円と前に聞いたのとちょっと違うのかなという気もするんですが、これをちょっと詳しく説明していただきたいです。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。

　行政報告でご説明をさせていただきましたのは、全面復旧をした場合には966万9,000円かかるというふうにご説明を申し上げております。そこで、その中で費用対効果等を検討した中で、全面復旧を行わないで、全焼した内部の撤去と補強にとどめるというふうな報告をしてございます。今回、補正予算に計上させていただきましたのは、その全面復旧を行わないで、全焼した内部の焼却した部分の壁だとか柱だとか、そういったものを撤去いたしまして、それで補強すると、それから隣接、隣り合わせている壁につきましても断熱等を施して処置をすると、こういった費用が今回補正予算にのせております324万3,000円というふうな形となっていることでございます。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　わかりました。それで、今回のこの火災なんですけれども、出火責任というか、賠償を今回は求めていませんよね。それで、そういう場合には火災保険というのはどういうふうになっているんですか。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　火災保険でございますけれども、町が加入しております財団法人全国自治協会の建物災害共済に入っておりまして、その中から保険が出る形になっております。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　今回、歳入の方ではそれは見ていませんよね、それはね。その手続等の流れといいますか、どういうふうになっていて、もしそれが適用になると、いつごろ補正を組むことができるのかということなんですが。

　それと、もう一つ、あと実際災害が起きた場合の補償というか、これはどのぐらいを、全額補償なのか、何割かの補償なのか、その辺はどういうふうになっているのか、お願いいたします。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　保険の流れでございますけれども、まだ現在この保険の方の自治協会、共済の方に連絡をして保険の試算をしていただいている最中でございます。私どもの大体おおむねの計算ではこの程度だろうというのは試算をしておりますけれども、最終的にはこの保険の方、自治協会の方で試算されて決定されてくるという形になりまして、まだ確定、これはまたしばらく時間がかかると思います。現場の方にも確認しに来る形にもなる場合もございまして、それから決定されますので、早くて次の９月の議会の中で歳入の予算を計上する、早ければそういう形になろうかと思います。

　それから、何割の補償が得られるのかといいますと、それは計算によって決まってくるんですけれども、一律な計算にはならないものですから、例えば建物があって、当時の建物から減価償却された中で、じゃそれから今度復旧するときにと、いろいろな計算が複雑化していまして、何割と一律には出てこないものでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　行政報告ではもうはっきり、もうそこは使わないんだというふうに報告されていますよね。保険がもし適用されて、一定額、今回ここに見ている額は、あの建物、ここが火事になったからって壊すわけにいかないから、その部分を壊れないように補強しておいて、両サイドの傷んだ部分について今回その手当てをするということですよね。ですから、そうすると今回は当面のことをやるんであって、もし保険が出てきた場合にはどうなるんですか。これを超えた保険がもし適用になるということになった場合。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。

もし保険が出た場合ですけれども、324万円3,000円の復旧費用を見ておりますけれども、この額を超えた額が出るのかといいますと、そういったことにはならない。計算上では、おおむねですけれども、私どもの中で今試算をした中ではおおむね130万円程度が出るという状況となっております。それはあくまでも今、私どもの試算でございます。

●委員長（菊池委員）　ほかに。

13番、室﨑委員。

●室﨑委員　今回の行政報告で、少なくとも行政報告の範囲ではわかりました、納得しております。今回、こういう形で出火をした、そして町も町営住宅ですから損害をこうむっているけれども、その損害の請求をしたところで、これは相手の経済状態を考えると賠償は無理だから、それで請求はしませんよというのが行政報告の説明であったと思います。それはそれでいいと思うんです。

ただ、こういうものは町の行うことですから一つの先例になって残ってきますよね。その上で、ですからきちんともう少し詳しい話をお聞きしたいんですが、この工事や、そういうものは損害額に入ってくるのかどうか、もし損害賠償請求をするとすれば、概算で結構ですが、幾らになるのか、どういう要素が入るのか、それが１点。

それから、これは法的な意味で放棄をするということになるのか、それとも事実行為として請求をしない、今しないというだけのことなのか。これは消滅時効の関係が出てくるかと思いますので、事実行為としてしないんであれば、それがずっと時効で消滅するまでは請求権はあるということになりますからね。世の中には、とっぴでもない遠縁からの相続なんかがあって、急にぽんと財産のふえるということもないことはないんですよね。ですから、そのあたりは、別に今そんなことがあるからどうせいという意味じゃないですよ。町としては、こういうときには事実行為として、相手方の経済状態を見て差し当たってはやらないということで、あとはそのままにしておくという意味なのか。

それから、そんなことはないとは思いますけれども、出火をした、結局は何の町からのおとがめもないというようなことになれば、何だ、そういうミスをしてもそれっきりかというようなふうになってもうまくないという要素もあると思います。いわゆる訴訟上請求は行わなくても、催告だけでも行うというようなことも町としてはしないということなのか、しないとすればそれはどのような判断でしないのか、そのあたりについて説明をしていただきたいんです。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。

まず、損害賠償請求の額ということのご質問でございますけれども、これを想定した計算をしますと、被害総額といいますのは減価償却をした額、それに対して保険等々が入ってありますので、それを差し引いた額が請求できるというふうに考えてございまして、それらを計算、保険の額がまだ確定はしていない中でですけれども、おおむねの計算でいきますと140万円程度は請求するとなるとできる額となるかなというふうに考えて

ございます。

それから、今回の損害賠償請求を行わないということでの判断でございますけれども、これは今の実質のこういう状況を見て、出火者の経済状態を見て、実質的な行為を見て請求をしないというふうに判断をしてございます。

それから、催告だけでもしないのかと、その判断ということでございますけれども、これは町の顧問弁護士の方とも相談をした中では、そういった催告だけをするという事態も、もう実質的には賠償責任が負えないという事態がわかっておりますので、事務的にはそこまでする必要がないではないかということで判断いたしまして、催告をしないというふうにしたものでございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　損害額の請求をするときに、保険で支払いが入ると、その部分は損害に当たらないということになるんですね、今の話ですと。そういうふうにちょっと聞こえたんですけれども、そういう意味なんですか。ちょっとそこのところをもう一度教えてください。

それから、相手方が支払えないというのはよくわかります。ただ、厚岸町の受けた損害は町民の税金なんですよね。だから、個人的な関係ですと、とてもそんなかわいそうだから請求できないよということでもって済むということは十分あり得ますよね。だけれども、例えば税金の滞納なんかの場合でしたら、今はどうなったかわからんが、昔は３万円、５万円の電話債権の差し押さえでも行わなきゃならないんですよ。それに対して、苛斂誅求というような言葉を使う人もいますけれども、これはそうじゃないですよね、仕方がないんですよね、そういう制度ですから。

というような意味で、公的なお金ですから、やはり白黒だけははっきりつけておく必要があると思うんですね。その上で、法的な措置はとらないよということになると思うんです。相手方は、町に対してどれだけの損害を与えたということはわかっているんでしょうかね。そういうことを含めての判断を聞いているということです。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　まず、最初の質問でございますけれども、保険を引いた部分が損害額となるのかというのは、本質的には保険を引かないでの額ですけれども、これは町が保険とかに入った場合には、それを引いた額が請求できる、すみません、言葉はちょっと忘れましたけれども、そういった仕組みとなるというものでございます。

それから、相手方が損害額が幾らになっているのかわかっているのかということでございますけれども、それにつきましては数字的には申し上げてはございません。ただ、かなりの費用はかかってくるということ自体は、費用はある程度かかるんですよということは本人の方にも説明をしてございます。その中で、あと状況等を判断した中で請求はしないというふうに町の方で考えたところでございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　これは考え方はいろいろですから、一つの考え方として私の方も示しておきますし、それは最終的にはそちらの判断ですから、そうでなければならないという意味ではないんですけれども、やはり公的な問題に関しては、きちんとした上で請求はしても、これは払えないんだから請求を差しとめるという判断をしたんだということを明確にすべきだと思いますがね。そこのところが何かあいまいのままに、まあ払えないだろうからやらなかったという印象を町民に与えるというのは、私はいいことではないと、そのように思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員）　副町長。

●副町長（大沼副町長）　このたびのこの火災に関しまして損害賠償の請求をするしないというのは、これは部内で協議をさせていただきました。もし請求するとすれば、どこに根拠があるかということで、民法上の不法行為で請求するか、この場合は出火の責任に関する法律というのがありまして、重過失、重大な過ちがない限り、これは適用がされないという判断をいたしました。それから、もう一つは不法行為による損害賠償請求……

（「不法行為は最初に言ったよ」の声あり）

●副町長（大沼副町長）　ああ、債務不履行ですね、ごめんなさい。善良な状態で使用していただくという約束事項がありますから、それを怠った場合には損害賠償ができるというふうな、これも民法の415条でうたわれていると。やるとすれば、こちらであろうというふうな判断をしておりました。

　ところが、もろもろ調査させていただくと、その損害賠償に応じられる状況ではないということでありまして、それでは顧問弁護士さんにその辺の事情を、その状況を話をして、どういうふうな取り扱いをしたらいいかという意見を伺うべきだということで、課長を先頭に事務所に伺わせていただいて、先ほど行政報告で報告させていただいたとおり、それはやっても、ちょっと言葉が適切かどうかはわかりませんけれども、むだになるから、それはやらない措置をすべきだろうということでございます。もちろん、そういう損害を補填できる状況であれば、こういう法的には我々は請求をしなければならないというふうに考えております。今回の場合は、そういうことをもろもろ判断いたしまして、請求をしないという結論に至ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

（発言する者あり）

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　副町長さんのおっしゃることは全部わかるんです。私もそれでいいと思うんです。今回のを無理やり訴訟に出してぎゅうぎゅうやれなんていうことは一言も言っていません。それから、いわゆる損得勘定でいうと費用倒れになるだけですから、それもよくわかります。

　ただ、そういうわけでしないんだという結論に至った経過はわかりますが、そのときに何か損害賠償額から責任を含めて、どうも内部ではきちんとしているんでしょうけれども、外から見ると余り明確でないまま、要するに払えないというのがわかったから一切やめますよというんではなくて、やはり幾らの損害賠償を請求する事例であると、そして相手方としては、今言ったように、賃貸借に基づく債務不履行でこういう責任を負っていると、しかし最後の段階で、相手方にそういう請求をしても単に困難をきわめるだけだという事情があるから、それで厚岸町は当面請求をしないというようなことを明確にやはり町民に対してもわかるように打ち出すべきではないのかということなんです。

●委員長（菊池委員）　休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時02分再開

●委員長（菊池委員）　再開します。

　副町長。

●副町長（大沼副町長）　今回のこの件に関しましては、私どもも請求可能額というものを概算ではじき出しております。その請求可能額というものは、本人に本来お支払いをいただかなければならない額であります。もろもろの事情があって今回は請求しないということは、これは出火された方にもきちっとそのことを伝えて了解をしていただくということにしたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（菊池委員）　いいですか。

　あと、この項目ございませんか、住宅費。

　６番、佐齋委員。

●佐齋委員　同じような意見なんですけれども、民間の例えばアパートなんかへ入る場合には、必ず入る方にも火災保険をかけますわね。例えばマンションを借りるにしても、２年契約であっても必ず２年の、家主以外に入る方も火災保険をかけて今は入りますわね。出火した場合に払うことは大変ですから。これは公営住宅なんか、こういうものの場合は、入る方に若干の火災保険なら保険をかけてというようなことは公共的にはできないんですかね。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。

入る方の対する家財保険なり、それから建物保険等入ることができないのか、かけることができないのかということでございますけれども、町自体につきましては、先ほどからお話をしておりますけれども、建物の共済保険には入っております。その中で、こういった出火した場合にも保険が出るようにはなっております。

ただ、民間の住宅、民間の借家等ございますけれども、そういったところを考えれば、とは同じくはなっておりませんので、例えば町の場合でいきますと、損害保険の加入は入居条件とはなっていないわけでございます。民間の場合ですと、これを入居条件として入っていただくという形をとっておりますけれども、町の場合は、これは公営住宅法、これらに基づいた中での入居条件を決めておりますので、それは保険の加入は入居条件としておりません。あくまでも、こうした保険は自己責任で入っていただくというようなことになるというふうに考えてございます。

●委員長（菊池委員）　６番、佐齋委員。

●佐齋委員　結局、民間と違って、民間の場合は入る方も入っていますわね。そうしたら、こういうものは町としてはかけられないと、あくまでも本人の意思でもって入るのはいいけれども、町としての入る条件として例えばそれに入ってくれ、入らなければだめですよということはないという解釈でいいですね。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。

質問者のおっしゃるとおりでございます。

●委員長（菊池委員）　次に移ります。

８款１項消防費、２目災害対策費。

９款教育費、６項保健体育費、２目社会体育費。ございませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（菊池委員）　次に、議案第51号　平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第１条の歳入歳出予算の補正、３ページ、事項別明細書をお開き願います。

４ページ、歳入から進めてまいります。

８款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　歳出に入ります。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費。

６款１項保健事業費、１目保健衛生普及費。

８款１項１目前年度繰上充用金。

13番、室﨑委員。

●室﨑委員　繰上充用なんですが、前回臨時会でも出ておりまして、最終的には1,200万円に落ちついたということで、大変慶賀に存じますというふうに言っていいのか、非常に今年は少なく終わることができた、よかったなというふうに、この数字を見る限り思います。

前には２億円ぐらいありましたですよね、繰上充用がね。それが、この臨時会で10分の１というような数字で落ちつきそうだということになって、それがまた減って1,200万円になったと。少なくとも、数字を見ている限りよかったなというふうに思うんですが、これだけ大きく非常にいい方向に転じてきた理由といいますか、その要因といいますか、それによっては来年もこういう状況でこれからいけるだろうということになるし、あるいは理由によっては一時的なもので、また２億円程度を考えていかなきゃならないということになっていくだろうし、将来についてということが今起きた事情の分析によると思うんです。それで、ちょっとここらについてどういうわけなのかを教えていただきたい。

●委員長（菊池委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　お答えを申し上げます。

５月の臨時会で繰上充用の議論をいただいたときにも説明をさせていただきましたが、その前に、委員おっしゃられるように、瞬間的に繰り越しの赤字が今回1,200万円になったということについては、私どもも全く同じ認識でありまして、こういう例えば収納率の向上でありますとか、医療費がかからないような対策を積み上げてきた結果、医療費がこうなってという材料は一切持ち合わせておりません。

収納率につきましては、前年対比でまだ伸びておりますから、収納の努力はしてきて

いますというお話はできるんでありますが、税額としましては、当初課税段階での調定額でも前年を下回った調定額の中で、この１年間、現年滞繰の収納に努めてきた。率としては上がりましたが、額としては去年よりも下回っておりますというのが決算見込みの数字でございます。

そういう意味では、５月のときにも申し上げましたが、年度末の予算の見方としまして、12月段階で私どもが持ち得ております、支出の大半を占めます医療費の動向につきましては、３月から８月までの６カ月分のデータを持っております。今年の医療費はどう動いてきたか。残りの６カ月分をこのデータでどう推計をするのかというころがネックになってまいります。それで、推計の仕方としましては、昨年、一昨年という状況も比較の対象として、おおむね前年並みとか、少し伸びるだろうとかという組み方をするんでありますが、18年度につきましてはおおむね17年度並みに推移をするだろうという予測の中で、保険給付費に関する予算を見ました。

これに対して、じゃ国は幾ら負担する、それから診療報酬支払基金の持ち分はこれだけになりますというような、北海道は幾ら負担をしますという見込みの申請を、これだけ下さいという申請書も、その後の作業として、決算見込みではこうなりますので負担はこれだけいただかなきゃいけないというものも、同時進行で出てまいります。結果として、保険税を除いて国から入ってくる額、それから療養給付費等交付金といいますのは、先ほど言いました退職者医療に係る診療報酬支払基金からの歳入であります。それから、北海道からのものということでの、概算の歳入というものが決められてまいります。これが見込みどおりとは申し上げませんが、申請したラインで歳入として入ってくるというのが歳入の状況であります。

おっしゃられている部分は、歳出の保険給付費に係る部分でございまして、最終的な保険給付費の見込みとしましては、最終予算よりも約5,500万円減ったということでの決算見込みになっておりますが、医療費が下がることによって歳出自体が下がってくるということであります。ここに最終的な単年度と申し上げますか、累計の赤字を大幅に圧縮するということが数字として出てまいります。５月の段階では、おおむね2,000万円の累積赤字、その後保険税の現年度分の収納が５月31日までに見込みよりも800万円ほど多く入ってきたということで、今回1,200万円のレベルに減額をさせていただくという補正を出させていただいたわけであります。

19年度、20年度に向けてのお話でありますが、委員おっしゃるように、18年度中の精算処理ではなくて、翌年度精算処理というものが出てまいります。それが確定しますのは、おおむね７月過ぎぐらいに最終的には数字がそろうのかなというふうに思っておりますが、国の交付金、それから支払基金からのお金、それから道のお金と、それぞれ前年度の精算分というのが出てまいりまして、今回の補正の中でも償還金という分を見させていただいておりますが、これはまだ全体の数字ではございませんので、この後確定してくる分も出てまいりますが、そういう仕組みの中で２年またぎで国から来るお金、道から来るお金なんかも精算がされていくということでありまして、医療費が下がり続けていくという傾向になりますれば、19年度、私どもは返す分が出てくるぞという想定のものはのみ込まれてしまうんでしょうが、医療費がそんなに下がらないでまた推移をしていくということになりますと、返す分の財源そのものが会計の運営として、また負

担としてのってくるということでございます。その金額がおおむね見えてまいりますのは、７月の下旬ごろかなというふうに考えております。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　国保会計の非常に複雑な中でお聞きさせていただいているので、私も十分にのみ込めないところがたくさんあるんですが、今の話を聞いていると、歳入の国庫支出金だとか、道支出金だとかという部分が２年またぎでなっているから、出ていく方は今年のなんだけれども、入ってくるのは去年の成績が関係して入ってくるから、そこのところにタイムラグがあると、そういうことでもって出と入りの間がきちんと相関関係がなっていないというところがあるので、時々ぼんと上がったり下がったりすることは、これは数字の上であり得るんだという話なんですね。

　ただ、今回の場合には保険給付費が5,500万円も下がっていますよということは事実ですと、これをどう見るかということが、今後の推移を占う一つの指標になるであろうというような意味でとらえればいいんですね。

●委員長（菊池委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　委員おっしゃられるとおりでございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　それで、この5,500万円保険給付費が下がったのが、医療費が上がることによる抑制でないかという見方もありますよね。そうであるとすると、必ず反論が来ますね。初期のうちにお医者さんにかからないで、うんとぐあい悪くなってから出てくれば、これはもうにっちもさっちもいかなくなってお医者さんにかかるということになりますと、いわゆる高額医療がふえてくるわけですから、その分だけ保険の持ち出しがふえてきますから、必ず反動が来ます、医療の抑制の場合にはね。かからなくてもいいものにかかっているというのがあれば、それは抑制効果が出るでしょうけれども、そんなものはほとんどありませんから、現実問題としては。

　そうしますと、ここのところはもう少し見ないとわからないということですよね。この７月下旬になっても、保険給付費が今のような傾向をずっと続けるものであるとすれば、巷間言われているように、町立病院の体制がひところよりはずっとよくなったということによって、あっちこっちの病院にかかって二重三重の検査だとか、そういうようなものでの医療費がかかってしまうようなものが抑えられてくる。また、早い段階からかかれることによって、いわば予防ではないんですけれども、軽度のものでもって済むようになるというような問題がある。もう一つは、保健介護課が特にお年寄りを中心にして行っている健康づくりが功を奏してきた、そういうことによって保険給付費が下がってきたというんであれば万々歳ですよね。というようなものは、７月の下旬あたりまで見ていくと多少見えてくるんじゃないかというふうにとらえてよろしいんですか。

●委員長（菊池委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　今、幾つかこんな要素でこんな要素でということで、町立病院の非常に好評な体制の問題、それから頻回受診の抑制につながっているんではないか、あるいは保健事業の展開による受診抑制、それから早い時期での診療による医療費が高くなることでの抑制というような、まさしく医療保険事業、あるいは医療保険事業を担当しております我々にとっては、こういった問題が一つ一つ解決できればという思いの項目が委員の方からお話がありました。

７月下旬ごろにはというお話は、この医療給付の受診状況の結果ではなくて、国や支払基金や北海道にお返しをしなきゃいけない財源、金額というものがこのころには出てくるんではないかというお話でございまして、受診の状況そのものは11月、12月のレベルにならないとほぼ半年分の状況が見えないという、先ほど最終予算の見方のお話をしたんでありますが、時期的にはそんな状況でございます。それで、半年分ぐらい状況を見ますと、医療費がどういうふうに動いてきたかということは、半年分ではありますが、見込みができるということであります。

私ども、冬の時期に例えばインフルエンザが急激に町民の間に広まって、瞬間的に医療費がかかったかどうかというところまでは件数として抑えていないものでありますから、18年度、17年度はどうだったのかという比較は個別にはできませんが、総体の医療費として18年度の後半、下がり続けた傾向がどうなるのかということについては、12月段階ぐらいまでにはおおむね結果として見えてくるんではないかというふうに思っております。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　わかりました。いや、非常に早くわかるものだなと思ったら、私の勘違いでした。すみません。いずれにしても、慎重に、特に厚岸町の医療、保険給付費という形で国保の場合には出てくるんですが、医療に係るお金がどういうふうに推移していくのかというのはじっくり見ていかなきゃなりませんよね。そのための、今みずからおっしゃったんだが、こういう統計はとっていないと言うんだけれども、そういう必要な統計についてもできる限りとっていくことが必要だと思いますね。レセプト調査だけではできないものというのはあるでしょうから。

毎回、私、同じことを言うんですが、今回テレビで見ていたら夕張の村上先生という方、あれはせたな町から回った方ですが、あの方が今、夕張市民を相手に講座まで始めている、あの忙しい中で。そして、その中でもって言っていることは、地域の医療崩壊を防ぐのは、そこに住んでいる住民一人一人の健康づくりに関する意識ですということを強調している部分がテレビで映っておりまして、なるほどなと思いました。

厚岸町が行っている、進めている、一人一人の健康づくりという施策の展開が、最終的には国保の保険給付費というようなところにきちんとあらわれてくるわけですから、この点についてはなお一層強力にその施策を推進していただきたいと、こういうふうに

思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員）　保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長）　町民の健康づくりの分野の点につきましてお答えを申し上げたいと存じます。

委員おっしゃられますとおり、町民の皆さんが積極的に健康づくりに取り組む、そういうような自発的な取り組みになるようにというようなことで「みんなすこやか厚岸21」を掲げまして、町民運動展開というような方向でもって施策を進めているわけでございますが、特に高齢者に対します健康づくり施策、65歳前後からの高齢者、それぞれの地域の中で身近なところで健康づくりができないかというような点での取り組み、過去から続けてきているわけでございますが、昨年はちょっと体制上の手薄なところがございまして十分ではなかったわけでございますけれども、19年度に入りましてから保健師も一定程度充足された、それから町立病院の体制等々の中で、以前から先頭に立って進めていた理学療法士の派遣をいただく形、これをつくる中で、現在まで８月２日までの日程が埋まっているわけなんですが、年間17回の派遣を町立病院にお願いしながら、火曜、木曜という中で、そういうような取り組みを地域の中で展開させてもらおうということで、保健師と理学療法士セットの形で地域展開を図っておりますし。

また、あみか21の２階に健康増進室があるわけでございます。「みんなすこやか厚岸21」の１日当たりの利用目標というのは25人というようなことで掲げておるわけですが、現在大変下がっております。11人程度というような状況ではございますけれども、この部分につきましても、理学療法士の手すきの時間を極力あみかに足を運んでいただきたいというようなことで、週一、二回、早朝ではございますが、15分程度顔を出していただく中で、気づいたところのご指導というようなこともしていただいているというようなところでございます。

その他、健康づくり施策、それぞれ幅広い部分がございます。町立病院の先生と一緒に、地域での健康づくり医療懇談会なども展開をさせていただいておりまして、保健師が血圧をはかる、それから医師がきちんとした情報提供をする、そういう中で町立病院への信頼が大変高まってきているのかな、そういうような取り組み、今後も続けていきたいものだと。そういう中で、地域の皆さんの意識が変わってくだされば、一人一人の健康づくり、プラスの方向にいくのではないかというように考えておりまして、今後ともできる範囲で努力をしてみたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（菊池委員）　ほかにございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（菊池委員）　次に、議案第52号　平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。
第１条の歳入歳出予算の補正、３ページ、事項別明細書をお開き願います。
４ページの歳入から進めます。
１款１項支払基金交付金、１目医療費交付金。
２款国庫支出金、１項国庫負担金、２目医療費負担金。
３款道支出金、１項道負担金、２目医療費負担金。
４款繰入金、１項１目一般会計繰入金。ございませんか。
次に、歳出に入ります。
２款医療諸費、１項医療諸費、１目医療給付費。
３款諸支出金、１項償還金及び還付金、１目償還金。ございませんか。
なければ、総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

●委員長（菊池委員）　以上で、各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算３件の審査は全部終了いたしました。
よって、平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午前11時32分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成１９年６月２２日

平成19年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長